

公募対象公園施設等

・都市公園法第 2 条及び都市公園法施行令第 5 条に規定された公園施設は以下のものである。

| | |
|----------------|---|
| 修景施設 | 植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石、その他これらに類するもの |
| 休養施設 | 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの |
| 遊戯施設 | ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの |
| 運動施設 | 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの |
| 教養施設 | 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、その他これらに類するもの |
| 便益施設 | 飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預かり所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの |
| 管理施設 | 門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設、その他これらに類するもの |
| 都市公園の効用を全うする施設 | 展望台、集会所及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄相互、その他災害応急対策に必要な施設 |

・都市公園法施行規則第 3 条により規定される公募対象公園施設は以下のものである。
休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所